

2/16(水)～3/15(月)の期間中、
地区別に各会場で行います

市・県民税の申告をお忘れなく！

- 申告が必要な方** ①所得の有無に関係なく、令和3年1月1日現在、市内に住所のある方
②市外に居住する方で、市内に事業所、事務所または家屋敷を有する方
- 申告する必要がない方** ①給与所得者で、給与支払者（勤務先）から給与支払報告書が市役所へ提出されている方
②公的年金受給者（年金支払者から、市役所へ年金支払報告書が届きます。）
ただし、公的年金から引かれていない社会保険料や生命保険料などの各種控除を市・県民税に反映させるためには、市・県民税の申告が必要です。
※①・②については、給与・年金以外に所得のある方は申告が必要です。
③親族の被扶養者になっている方で所得38万円以下の方（16歳以上の国民健康保険加入の方が保険料の軽減を受ける場合は、申告が必要です。）
④税務署に所得税の確定申告をする方
- 申告の対象となる所得** 昨年中（令和2年1月1日～12月31日）の所得

申告の際に持参していただくもの お出かけ前にもう一度チェック☑を！

1	<input type="checkbox"/> 印鑑（朱肉を使用するもの）																		
2	<input type="checkbox"/> 本人確認書類（番号確認および身元確認書類）																		
3	<input type="checkbox"/> 市からの案内通知（送られた方のみ）																		
4	所得の計算に必要な資料																		
①営業所得のある方	売り上げ、仕入れなどの帳簿・決算書・領収書など ※収支内訳・合計額を算出してご持参ください。																		
②給与収入・年金収入のある方	源泉徴収票																		
③不動産所得のある方	令和2年度固定資産税 課税資産明細書（該当箇所）																		
5	控除計算に必要な資料																		
①医療費控除・セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）のある方	「医療費控除の明細書」、医療費通知など ※医療費控除の明細書を記入してご持参ください。 ※セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を受ける場合は、一定の取り組み（健康診査・予防接種など）を行ったことを明らかにする書類が必要です。																		
②社会保険料控除のある方 ※社会保険料を口座振替で納付されている方は、1月下旬に郵送された「振替納付済通知書」が必要です。	領収書（国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料など） ※納付方法により控除対象者が異なりますのでご注意ください。 ●社会保険料控除対象者																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>社会保険料の種類</th> <th>納付方法</th> <th>控除が受けられる方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民健康保険税</td> <td>年金からの天引き</td> <td>年金受給者</td> </tr> <tr> <td>介護保険料</td> <td>口座振替</td> <td>口座名義人</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者医療保険料</td> <td>現金納付</td> <td>保険税を支払った方</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">国民年金保険料</td> <td>口座振替</td> <td rowspan="3">口座名義人</td> </tr> <tr> <td>クレジットカード納付</td> </tr> <tr> <td>現金納付</td> <td>保険料を支払った方</td> </tr> </tbody> </table>	社会保険料の種類	納付方法	控除が受けられる方	国民健康保険税	年金からの天引き	年金受給者	介護保険料	口座振替	口座名義人	後期高齢者医療保険料	現金納付	保険税を支払った方	国民年金保険料	口座振替	口座名義人	クレジットカード納付	現金納付	保険料を支払った方
社会保険料の種類	納付方法	控除が受けられる方																	
国民健康保険税	年金からの天引き	年金受給者																	
介護保険料	口座振替	口座名義人																	
後期高齢者医療保険料	現金納付	保険税を支払った方																	
国民年金保険料	口座振替	口座名義人																	
	クレジットカード納付																		
	現金納付		保険料を支払った方																
③一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料・地震保険料控除のある方	領収書または支払証明書など ※平成18年末までに締結した長期損害保険料（保険期間が10年以上で満期返戻金のあるもの）については、従前の損害保険料控除が適用されます。																		
④配偶者（特別）控除、扶養控除のある方	配偶者、扶養親族のマイナンバー（個人番号）の記載が必要となるため確認してきてください。																		
⑤障害者控除のある方	障害者手帳、市町村長または福祉事務所長の証明書																		
⑥寄附金控除のある方	寄附先が発行する領収書など ⑥ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した方が、申告する場合は、寄附金控除の申告が必要です。																		

※控除の対象となるのは、昨年中に支払ったものです。

※今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市民会館および総合支所、郵送で申告を受け付けます。（公民館では申告を受けられません。）

申告受け付けについては、市報1月号4・5ページをご覧ください。指定日以外に申告される方は、申告会場をご確認の上、お早めに申告してください。なお、申告書には、原則、「マイナンバー（個人番号）」の記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

☎市民税課市民税担当
☎22-2209
吉田・大滝・荒川総合支所
税務担当
吉田☎77-1113
大滝☎55-0101
荒川☎54-2111

（本人確認書類）

◆マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ご自宅などからe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。

◆マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類	+	身元確認書類
<<ご本人のマイナンバーを確認できる書類>> ●通知カード ●住民票の写しまたは住民票記載事項証明書 （マイナンバーの記載があるものに限り。） などのうちいずれか1つ		<<記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類>> ●運転免許証 ●公的医療保険の被保険者証 ●パスポート ●身体障害者手帳 ●在留カード などのうちいずれか1つ



軽自動車税のお知らせ

☎市民税課 ☎22-2209

令和3年度の税率 平成27年度税制改正により実施されているグリーン化特例（軽課）措置が昨年より2年延長されています。これにより、令和2年4月～令和3年3月までの間に新規取得した一定の環境性能に優れた三・四輪の軽自動車にはグリーン化特例（軽課）が適用されます。

また、グリーン化を進める観点から、初度検査年月から13年を経過した三・四輪車については、重課税率を適用します。令和3年度においては、初度検査年月が平成20年3月以前の車両が対象になります。

軽自動車の変更手続きは3月末までに！

手続きがされない場合は、4月1日時点の所有者に課税されますので、車種ごとの取扱窓口にて次の手続きをお願いします。

○所有者が転入・転出した場合は…住所変更

○軽自動車を廃棄した場合は…廃車

○軽自動車を譲渡した場合、所有者が死亡した場合は…名義変更 の手続きが必要です。

※盗難や紛失の場合は、必ず警察へ届け出てから廃車手続きをしてください。

※軽自動車税は、4月2日以降に廃車や譲渡をされても、その年度分の税金は納めていただくことになります。

車種	取扱窓口
・原動機付自転車 (125cc以下) ・ミニカー ・小型特殊自動車	・市役所市民税課 ・吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課
・二輪の軽自動車 (125cc超250cc以下) ・二輪の小型自動車 (250cc超)	関東運輸局埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2027 (テレホンサービス)
三・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会埼玉事務所熊谷支所 ☎050-3816-3112 (テレホンサービス)

障がい者の方の軽自動車税の減免手続きは5月末までに！

年度ごとの申請が不要になりました。令和3年度より、前年からの障がい者減免の申請内容に変更のない車両について、年度ごとの申請が不要となり、納税通知書は送付されません。ただし、減免の適用を受けていた軽自動車が次の理由などにより適用の対象とならなくなった場合は減免取消の申請が必要です。

○買換えなどにより、減免を受ける車両を変更した

○障害者手帳をお持ちの方の死亡、または生計を同一にしなくなったなどの変更

○障害者手帳の変更により、減免の対象でなくなった

○その他の理由



コミュニティ助成事業で 公会堂用備品を整備

番場町会では公会堂用備品（会議用机・椅子、空調設備等）を、（一財）自治総合センターが実施している宝くじの助成金で整備しました。



この事業は、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源に実施しているコミュニティ助成事業で、地域の健全な発展を図る各種活動を支援するためのものです。

☎総務課 ☎22-2251

民生委員・児童委員のご紹介

1月1日付で、次の方が厚生労働大臣ならびに埼玉県知事から委嘱されました。（敬称略）

古川 治和（塚越）

☎社会福祉課 ☎25-5204

ご寄附ありがとうございました

次の方から、社会福祉のために寄附をいただきました。温かな善意に感謝し、ご紹介します。

▶11月30日、第24回チャリティー著名郷土画家秀作展秩父美術館近世美術研究保存会（西勝寿代表）から、100,000円

▶12月7日、クボバレエアカデミー（久保栄治代表）から、10,000円

所得税および復興特別所得税の申告は、自分で作成してお早めに！

令和2年分の所得税および復興特別所得税の確定申告の提出期限は、3月15日(月)です。国税庁HPの「申告書作成コーナー」でご自宅のスマートフォンやパソコンから作成し、ID・パスワードを利用するとe-Taxで簡単に申告ができます。今年も確定申告会場に「スマホコーナー」を設けています。スマホでラクラク確定申告！ぜひお試しください。

○国税の納付はキャッシュレスで

金融機関等の窓口での現金納付のほか多様な納付手段があります。コロナ禍においては、窓口に出向かずに納付ができる納付手段をおすすめします。特に法人納税者にはダイレクト納付を、個人の納税者については振替納税をこの機会にぜひご利用ください。納税証明書もオンラインで請求できます。

☎申告内容・税務相談全般（自動音声案内「0」番）

○確定申告会場は感染症対策を実施しています

ご来場の際は、少人数でのご来場、マスクの着用や入口での手指消毒にご協力ください。入場時に検温を実施しています。(37.5度以上の発熱が認められる場合は、原則入場不可)

○税務署閉庁日の提出方法

閉庁日（土・日・祝日）も、確定申告書は郵便や信書便による送付または税務署の時間外収受箱への投函により提出可能です。☎個人課税部門（自動音声案内「2」番）

○所得税等の申告相談について

と き 2月10日(水)～3月15日(月)午前9時～午後4時（土・日・祝日を除く）※受け付けは、午前8時30分から（提出は午後5時まで）

ところ 秩父税務署

※混雑緩和のため、確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。会場当日配付またはLINEでも事前発行（前々開庁日まで）しています。（配付状況に応じて、受け付けを締め切ります）

申告受付 還付申告 1月4日(月)～

納税申告 2月16日(火)～

申告期限・納期限と振替納付日

税目 (簡略表記)	申告期限・ 納期限	口座振替日
所得税	3月15日(月)	4月19日(月)
贈与税	3月15日(月)	制度なし
消費税	3月31日(水)	4月23日(金)

※新規に口座振替をする場合は振替依頼書の提出が必要です。

税についての中学生・高校生の作文入賞者

受賞名	学校名	学年	題名	氏名
埼玉県納税貯蓄組合総連合会優秀賞	秩父第一中学校	1	税金の大切さを知る	神山 天寧
埼玉県納税貯蓄組合総連合会優秀賞	秩父第二中学校	2	私たちの暮らしと税金	加藤 舜大
埼玉県納税貯蓄組合総連合会優秀賞	荒川中学校	3	自分が税を納める理由	浅見 裕也
秩父地区納税貯蓄組合連合会会長賞	秩父第一中学校	1	僕たちの生活を支える力持ち「税金」	内藤 琥珀
秩父税務署長賞	秩父第二中学校	2	税に助けられて	柳原 悠希
埼玉県秩父県税事務所長賞	吉田中学校	3	税と節約の意識	長島 洸瑠
埼玉県租税教育推進協議会長賞	吉田中学校	2	物の見方	鳶田 海飛
秩父都市租税教育推進協議会長賞	吉田中学校	2	新型コロナウイルスと税金	根本 美空
秩父税務署管内税務協力会長賞	高篠中学校	3	広がる助け合い	松崎 光咲
関東信越税理士会埼玉県支部連合会長賞	秩父農工科学高等学校	1	税との向き合いかた	小柏奈々夏
埼玉県租税教育推進協議会長賞	秩父農工科学高等学校	1	税について	早稲田皓太
秩父税務署長賞	秩父農工科学高等学校	1	税について	出浦 葉菜

税についての作文・税に関する中学生の標語入賞作品を展示中！

秩父地区納税貯蓄組合連合会、秩父都市租税教育推進協議会および秩父税務署では、税の関心を高め、正しい知識を深めることを目的として、中学生・高校生を対象に作文を募集しました。

「税についての作文」および秩父税務署管内国税モニター会主催「税に関する中学生の標語」の入賞作品を、秩父税務署2階に掲示しています。ぜひご覧ください。

※「税に関する中学生の標語」の受賞作品の一部は、12月号欄外で紹介しています。

☎自動音声案内「2」番